

## ○火薬類取扱場所に対する立入検査の基準

昭和36年5月13日公安委員会規程第2号

### 改正

昭和42年10月公安委員会規程第1号  
昭和49年3月公安委員会規程第1号  
昭和61年3月公安委員会規程第2号  
平成6年10月公安委員会規程第3号  
平成9年3月公安委員会規程第1号  
平成22年3月公安委員会規程第2号  
平成31年2月公安委員会規程第1号

昭和44年12月公安委員会規程第2号  
昭和54年5月公安委員会規程第1号  
平成4年7月公安委員会規程第2号  
平成8年3月公安委員会規程第2号  
平成17年3月公安委員会規程第2号  
平成24年3月公安委員会規程第2号  
令和4年3月25日公安委員会規程第3号

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項の規定に基づく、火薬類取扱場所に対する立入検査の基準を次のように定める。

### 火薬類取扱場所に対する立入検査の基準

#### （趣旨）

第1条 この規程は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）第43条第2項の規定に基づく製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所（以下「火薬類取扱場所」という。）に対する立入検査（以下「立入検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （立入検査の目的）

第2条 立入検査は、火薬類の盜難その他不正流出及び災害事故の防止を主たる目的とする。

#### （立入検査を行う者の指定）

第3条 立入検査を行う警察職員は、次のとおりとする。

- (1) 警察本部 生活保安課員
- (2) 警察署 生活安全課員、刑事生活安全課員その他警察署長が指定した者  
(証票の交付及び返納)

第4条 前条の警察職員には、別記に掲げる証票を交付し、指定を解除したときは、これを返納させるものとする。ただし、警察官の場合は、警察手帳をもって証票に代えるものとする。

#### （立入検査の種別）

第5条 立入検査は、定期立入検査と臨時立入検査の2種とする。

2 定期立入検査は、次の場合に行うものとする。

- (1) 警察庁の指示に基づき全国一斉に行う場合
- (2) 警察本部長が年1回県下一斉に行う場合
- (3) 警察署長が年1回以上管轄区域内において一斉に行う場合

3 臨時立入検査は、次の場合に行うものとする。

- (1) 新たに火薬類の取扱いを伴う事業等が開始された場合
- (2) 事故発生の直後及び一つの火薬類取扱場所において事故が発生した場合であって他の火薬類取扱場所においても同種の事故が発生することが予想されるとき。
- (3) 他の監督行政庁が行う立入検査とあわせて行う必要がある場合
- (4) 立入検査において法令違反が発見されたものについてその後の措置状況を見るために行う場合
- (5) その他盜難等の不正流出又は災害事故の防止のため特に必要と認める場合

#### （立入検査実施結果の報告）

第6条 立入検査を行う者は、立入検査の実施結果を所属長に報告するものとする。

2 所属長は、前項による報告のうち、法第52条第4項による関係行政庁の措置を要請する必要があると認められる事項を知ったときは、速やかに公安委員会に報告するものとする。

#### （立入検査を行う場合の注意事項）

第7条 立入検査を行う者は、法第43条第4項及び第5項に定めるもののほか次の事項を守らなければならない。

- (1) 火薬類の取扱い場所において、所持又は着装することが適当でないものを携帯し又は着装しないこと。

(2) みだりに火薬類の製造機械等を操作したり、火薬類を取扱ったりしないこと。

(細部事項の委任)

第8条 立入検査の運用について必要な細部的事項は、警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和36年2月1日から適用する。

附 則（平成17年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年公安委員会規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日公安委員会規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別記

指定警察職員に交付する証票

No.			証 明 書	9 cm		
4 cm		2 cm	所属 氏名	年 月 日生		
印			火薬類取締法第43条第2項の規定により立入検査を行う警察職員であるこ とを証明する。			
年 月 日						
青森県公安委員会						